

## 道路運送車両法

### 1. 案内情報

- ① 手続名 : 自動車登録番号標の交付手数料の認可
- ② 手続根拠 : 道路運送車両法第27条第1項
- ③ 手続対象者 : 自動車登録番号標交付代行者
- ④ 提出時期 : なし
- ④ 提出方法 : 自動車登録番号標交付代行者規則第4条各号の事項を記載した申請書と共に、必要書類（同条第2項各号の書面等）を添付して、事業場の所在地を管轄する運輸支局（以下「運輸支局」という。）を經由して運輸局に提出することとなっています。（自動車登録番号標交付代行者規則第14条参照）  
なお、詳細については、運輸支局にご確認願います。
- ⑥ 手数料 : なし
- ⑦ 添付書類・部数 : 自動車登録番号標交付代行者規則第4条第2項に規定する書面等。  
なお、詳細については、運輸支局にご確認願います。
- ⑧ 申請書様式 : 運輸支局にご確認願います。
- ⑨ 記載要領・記載例 : 運輸支局にご確認願います。

### 2. 窓口案内

- ① 提出先 : 運輸支局  
<http://www.mlit.go.jp/jidosha/kensatoroku/html/car22.htm>
- ② 受付時間 : 運輸支局にご確認願います。
- ③ 相談窓口 : 運輸支局

### 3. 手続情報

- ① 審査基準 : 運輸支局にご確認願います。
- ② 標準処理機関 : 運輸支局にご確認願います。
- ③ 不服申立方法 : （行政不服審査法の規定による）